

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案
<p>公立大学法人宮城大学退職手当規程(案) v2</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学就業規則(以下「就業規則」という。)及び公立大学法人宮城大学賃金規程(以下「賃金規程」という。)に基づき、公立大学法人宮城大学(以下「法人」という。)の正職員の退職手当について定める。</p> <p>(退職手当の支払い)</p> <p>第2条 退職手当は、法人の職員が退職した場合にその者に対して支払う。</p> <p>2 職員の死亡による退職の場合には配偶者や子などのその遺族に対し支払う。「遺族」の定義及び範囲については別に定める。(条例の11条12条の「遺族の範囲」は理事会で定める。)</p> <p>(退職手当の支払い方法)</p> <p>第3条 退職手当は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1ヶ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡等により支給を受ける者に特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 法人の職員の退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えた額とし、次のように算定する。</p> <p>退職手当 = 基本額〔(退職時の給料月額) × (1 + 加算割合) × (勤続期間等に応じた支給率)〕 + 調整額</p> <p>2 基本額への加算割合 は、早期退職の場合にのみ適用する。(第10条)</p> <p>3 勤続期間等に応じた支給率 は、退職事由(定年・勸奨・自己都合等)及び勤続期間によって決定する。なお、「支給率」とは、事由別・勤続期間別の率を組み合わせ、退職種別・事由と勤続年数で、結局、退職時の給料月額の何倍になるかという率である。(第5条～第10条：別表1「支給率早見表」)</p> <p>4 調整額 は、役職別・段階別区分による調整月額とする。(第14条：別表2「調整額に関する区分表」)</p>	<p>文言整理</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 法人の職員の退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えた額とし、次のように算定する。</p> <p>退職手当 = 基本額〔(退職時の給料月額) × (1 + 加算割合) × (勤続期間等に応じた支給率)〕 + 調整額</p> <p>2 基本額への加算割合 は、早期退職の場合にのみ適用する。(第10条)</p> <p>3 勤続期間等に応じた支給率 は、別表1のとおりとし、退職事由(定年・勸奨・自己都合等)及び勤続期間によって決定する。なお、「支給率」とは、事由別・勤続期間別の率を組み合わせ、退職種別・事由と勤続年数で、結局、退職時の給料月額の何倍になるかという率である。(第5条～第10条：別表1「支給率早見表」)</p> <p>4 調整額 は、別表2のとおりとし、役職別・段階別区分による調整月額とする。(第14条：別表2「調整額に関する区分表」)</p>

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案														
<p>(勤続期間)</p> <p>第5条 勤続期間は、次のように、基礎となる期間 A に加算期間 B を加え、除算期間 C を差し引くことによって算定する。</p> <p>勤続期間 = 基礎となる期間 A + 加算期間 B - 除算期間 C</p> <p>2 「基礎となる期間」は、職員として引き続いた在職期間で、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で数え、1日でも在職した月は1ヶ月と数える。</p> <p>3 「加算期間」では、機関間の協議による人事交流等により他機関職員から法人の職員に引き継ぎ1日でも在職に空白がない場合に、法人の勤続期間に加算する。</p> <p>4 「除算期間」では、休職・停職については、月の初日から末日まで勤務しない月が1ヶ月以上あった場合、その月数の1/2、但し育児休業の場合には当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間について、その月数の1/3、とする。また組合専従の期間は全部の期間について除算する。</p> <p>5 計算した在职期間に1年未満の端数月がある場合には、その端数月は切り捨てる。但し、退職事由が死亡等によるときは6ヶ月未満でもこれを1年とする。また、在職期間が6ヶ月以上1年未満の場合に限り、これを1年とする。</p> <p>(退職手当の基本額)</p> <p>第6条 早期退職に該当しない一般の退職手当の基本額は、退職の日における給料表の給料月額(「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を区分して、それぞれの期間についてそれぞれに定める支給率を乗じて得た額を加えた合計額とする。</p> <p>2 退職時の給料表の給料月額には、給料と調整額(大学院調整額のみ)を含むものとする。</p> <p>3 勤続期間区分ごとに1年につき加算する率を次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="228 1102 804 1377"> <thead> <tr> <th>勤続期間</th> <th>1年につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上10年以下の期間</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>11年以上15年以下の期間</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>16年以上20年以下の期間</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>21年以上25年以下の期間</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>26年以上30年以下の期間</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>31年以上の期間</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	勤続期間	1年につき	1年以上10年以下の期間	1.0	11年以上15年以下の期間	1.1	16年以上20年以下の期間	1.6	21年以上25年以下の期間	2.0	26年以上30年以下の期間	1.6	31年以上の期間	1.2	<p>文言整理</p> <p>賃金規程の調整額の規定の修正状況によって修正が必要</p>	<p>(勤続期間)</p> <p>第5条 勤続期間は、次のように、基礎となる期間 A に加算期間 B を加え、除算期間 C を差し引くことによって算定する。</p> <p>勤続期間 = 基礎となる期間 A + 加算期間 B - 除算期間 C</p> <p>2 「基礎となる期間」は、職員として引き続いた在職期間で、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で数え、1日でも在職した月は1ヶ月と数える。</p> <p>3 「加算期間」はは、機関間の協議による人事交流等により他機関職員から法人の職員に引き継ぎ1日でも在職に空白がない場合に、法人の勤続期間に加算する。</p> <p>4 「除算期間」はは、休職・停職については、月の初日から末日まで勤務しない月が1ヶ月以上あった場合、その月数の1/2、但し育児休業の場合には当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間について、その月数の1/3、とする。また組合専従の期間は全部の期間について除算する。</p> <p>5 計算した在职期間に1年未満の端数月がある場合には、その端数月は切り捨てる。但し、退職事由が死亡等によるときは6ヶ月未満でもこれを1年とする。また、在職期間が6ヶ月以上1年未満の場合に限り、これを1年とする。</p> <p>2 退職時の給料表の給料月額には、給料と調整額(大学院調整額のみ)を含むものとする。</p>
勤続期間	1年につき															
1年以上10年以下の期間	1.0															
11年以上15年以下の期間	1.1															
16年以上20年以下の期間	1.6															
21年以上25年以下の期間	2.0															
26年以上30年以下の期間	1.6															
31年以上の期間	1.2															

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案																		
<p>(自己都合退職)</p> <p>第7条 傷病又は死亡によらず自己都合により退職した者で、勤続期間が下記に該当する者の退職手当の基本額は、前条の規定により計算した額に下記の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>1年以上10年以下 0.6 11年以上15年以下 0.8 16年以上19年以下 0.9</p> <p>(11年以上25年未満勤続の場合の定年退職)</p> <p>第8条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額はその者の退職日給料月額に、下記のように区分して、それぞれの期間についてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を加えた合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="215 660 813 837"> <thead> <tr> <th>勤続期間</th> <th>1年につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上10年以下の期間</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>11年以上15年以下の期間</td> <td>1.375</td> </tr> <tr> <td>16年以上24年以下の期間</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額についてこれを準用する。</p> <p>(25年以上勤続による定年退職、及び公務上の傷病または死亡による退職等)</p> <p>第9条 25年以上勤続して定年退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び整理退職によって退職した者に対する退職手当の基本額については、退職日給料月額に、下記のように区分して、それぞれの期間についてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を加えた合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 1276 752 1450"> <thead> <tr> <th>勤続期間</th> <th>1年につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上10年以下の期間</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>11年以上25年以下の期間</td> <td>1.65</td> </tr> <tr> <td>26年以上34年以下の期間</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>35年以上の期間</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>	勤続期間	1年につき	1年以上10年以下の期間	1.25	11年以上15年以下の期間	1.375	16年以上24年以下の期間	2.0	勤続期間	1年につき	1年以上10年以下の期間	1.50	11年以上25年以下の期間	1.65	26年以上34年以下の期間	1.80	35年以上の期間	1.05		
勤続期間	1年につき																			
1年以上10年以下の期間	1.25																			
11年以上15年以下の期間	1.375																			
16年以上24年以下の期間	2.0																			
勤続期間	1年につき																			
1年以上10年以下の期間	1.50																			
11年以上25年以下の期間	1.65																			
26年以上34年以下の期間	1.80																			
35年以上の期間	1.05																			

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案																						
<p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(給料月額減額に係る特例)</p> <p>第10条 在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合、別に定めるところにより、特例の措置を行なう。</p> <p>(早期退職に係る基本額加算の特例)</p> <p>第11条 勤続期間が25年以上で定年まで10年以内に、早期に退職する職員に対する退職手当の基本額は、加算割合に従って、給料月額への加算を行なった額とする。(次の表は、60歳定年の事務職員に適用される加算割合である。教員については照会中)</p> <table border="1" data-bbox="138 778 736 1165"> <tr> <td>退職時年齢</td> <td>59歳</td> <td>58歳</td> <td>57歳</td> <td>56歳</td> <td>55歳</td> <td>54歳</td> <td>53歳</td> <td>52歳</td> <td>51歳</td> <td>50歳</td> </tr> <tr> <td>定年前早期退職者</td> <td>2%</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>8%</td> <td>10%</td> <td>12%</td> <td>14%</td> <td>16%</td> <td>18%</td> <td>20%</td> </tr> </table> <p>2 勸奨による退職の場合にも、前項の加算割合を適用する。勸奨は理事長が行なうものとし、これについては別に定める。(教員の勸奨退職についても照会中。)</p>	退職時年齢	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳	定年前早期退職者	2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%	<p>早期退職に係る基本額加算の対象は、「定年前10年以内に勤続25年以上の職員が勸奨等により退職した場合」となっている。</p> <p>知事部局では、ポスト職であることから、適正な人事運営の観点を目指して勸奨制度を定めており、基本的に、教職員は除くこととしている。(教育委員会は、別途要領あり)</p>	
退職時年齢	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳														
定年前早期退職者	2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%														

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案
<p>(公務又は通勤によることの認定の基準)</p> <p>第12条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定による職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。</p> <p>(勸奨の要件)</p> <p>第13条 理事長は、勸奨を受けて退職した者の勸奨の事実について、別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。</p> <p>(60倍の基本額上限)</p> <p>第14条 第5条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額の60倍を超えるときは、これらの規定にかかわらず、60倍をもって退職手当の基本額とする。</p> <p>2 給料減額特例に関する基本額上限については、別に定める。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の最初の月から最後の月までの各月ごとの調整月額を合計した額とする。但し、各月の調整月額は、その月にその者が属していた第1順位から第60順位までの職員の区分に応じて定まるものとする。各号の職員の区分については、別表2に定める。</p> <p>第1号区分 62,500円 第2号区分 54,150円 第3号区分 50,000円 第4号区分 45,850円 第5号区分 41,700円 第6号区分 33,350円 第7号区分 25,000円 第8号区分 20,850円 第9号区分 16,700円 第10号区分 0</p> <p>2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整月額は、第1項の規定にかかわらず、以下に定める額とする。</p> <p>勤続期間が24年以下の者で職員の区分が第9号に掲げる職員の区分にあっては0とする。</p> <p>勤続期間が4年以下の者は、前号までの規定により計算した額の1/2</p>		

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案
<p>とする。</p> <p>自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年以下の者は、前号までの規定により計算した額の1/2とする。</p> <p>3 調整額についても在職期間から、休職・停職については、月の初日から末日まで勤務しない月が1ヶ月以上あった場合、その月数の1/2(端数切り上げ)、但し育児休業の場合には当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の1/3、を除算する。また組合専従の期間は月の初日から末日まで勤務しない月が1ヶ月以上あった場合、その全部の期間について除算する。</p> <p>(整理退職等の退職手当に係る特例)</p> <p>第16条 整理退職等の場合(第9条第1項)の退職手当の額が下記の額に満たないときは、下記の額を退職手当の額とする。</p> <p>勤続期間1年未満の者 退職日基本給月額の2.7倍 勤続期間1年以上2年未満の者 退職日基本給月額の3.6倍 勤続期間2年以上3年未満の者 退職日基本給月額の4.5倍 勤続期間3年以上の者 退職日基本給月額5.4倍</p> <p>ここで「基本給月額」とは、公立大学法人賃金規程に定める給料及び家族手当並びに地域手当の月額合計額とする。</p> <p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>就業規則第55条の規定による懲戒解雇の処分を受けた者 学校教育法第9条第1項の規定によりその職を失った者(同法第9条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2 一般の退職手当のうち、第15条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>一般ならびに減額特例により計算した退職手当の基本額が0である者、及び自己都合により退職した者でその勤続期間が9年以下のもの その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で別に定めるもの</p> <p>3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職</p>		

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案
<p>手当を支給しない。</p> <p>(予告を受けない退職者の退職手当)</p> <p>第18条 職員の退職が法人側の解雇予告なしに行なわれ場合の労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条に定める30日間の平均給料等は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給料の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)</p> <p>第19条 職員が刑事事件に関し起訴されその判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(退職手当の支給の一時差止め)</p> <p>第20条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>		

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

退職手当規程(案) Ver2	検討事項	修正案
<p>(退職手当の返納)</p> <p>第21条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち一部を返納させることができる。その金額等については別に定める。</p> <p>(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)</p> <p>第22条 公立大学法人宮城大学の職員が宮城県職員等の地方公務員また他の公立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第23条 この規程の定めほかに実施に関し必要な事項は、理事会が「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)に準拠して別に定め、あるいはこれに準拠して実施する。(これによって、「退職手当条例」のすべてをカバーする。)</p> <p>附 則</p> <p>(在職期間の特例)</p> <p>1 公立大学法人宮城大学設立に際しての承継職員の在職期間は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条及び「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)第7条6項の3の規定により、宮城県職員(宮城大学職員)としての在職期間を第5条の公立大学法人宮城大学職員としての勤続期間に算入する。なお、その際、「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)の定めにより、県職員として引き継いでいた在職期間も、これに算入する。ただし、宮城県を退職したことにより同退職手当条例に基づく退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>2 「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)附則の平成19年4月1日改正により、同日より平成22年3月31日までとられている「経過措置」については、これを継承する。</p>		

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

別表1 退職手当支給区分・支給率早見表

(平成19年4月1日以降)

勤続期間	第6～7条			第8～9条			第9条	
	自己都合	十一年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害疾病等	公務外疾病 通勤災害疾病を除く	転等 二十五年未満勤務公署の移	十一年以上二十五年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害疾病等	公務上死亡・ 疾病・整理	転等 二十五年以上勤務公署の移	二十五年以上勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害疾病等
1	0.600	1.000	1.000	1.250		1.500		
2	1.200	2.000	2.000	2.500		3.000		
3	1.800	3.000	3.000	3.750		4.500		
4	2.400	4.000	4.000	5.000		6.000		
5	3.000	5.000	5.000	6.250		7.500		
6	3.600	6.000	6.000	7.500		9.000		
7	4.200	7.000	7.000	8.750		10.500		
8	4.800	8.000	8.000	10.000		12.000		
9	5.400	9.000	9.000	11.250		13.500		
10	6.000	10.000	10.000	12.500		15.000		15.000
11	8.880		11.100	13.875	13.875	16.650		16.650
12	9.760		12.200	15.250	15.250	18.300		18.300
13	10.640		13.300	16.625	16.625	19.950		19.950
14	11.520		14.400	18.000	18.000	21.600		21.600
15	12.400		15.500	19.375	19.375	23.250		23.250
16	15.390		17.100	21.375	21.375	24.900		24.900
17	16.830		18.700	23.375	23.375	26.550		26.550
18	18.270		20.300	25.375	25.375	28.200		28.200
19	19.710		21.900	27.375	27.375	29.850		29.850
20	23.500		24.440	30.550	30.550	32.760		32.760
21	25.500		26.520	32.630	32.630	34.476		34.476
22	27.500		28.600	34.710	34.710	36.192		36.192
23	29.500		30.680	36.790	36.790	37.908		37.908
24	31.500		32.760	38.870	38.870	39.624		39.624
25	33.500		34.840			41.340	41.340	41.340
26	35.100		36.504			43.212	43.212	43.212
27	36.700		38.168			45.084	45.084	45.084
28	38.300		39.832			46.956	46.956	46.956
29	39.900		41.496			48.828	48.828	48.828
30	41.500		43.160			50.700	50.700	50.700
31	42.700		44.408			52.572	52.572	52.572
32	43.900		45.656			54.444	54.444	54.444
33	45.100		46.904			56.316	56.316	56.316
34	46.300		48.152			58.188	58.188	58.188
35	47.500		49.400			59.280	59.280	59.280
36	48.700		49.400			59.280	59.280	59.280
37	49.900		49.900			59.280	59.280	59.280
38	51.500		51.100			59.280	59.280	59.280
39	52.300		52.300			59.280	59.280	59.280
40	53.500		53.500			59.280	59.280	59.280

(注) 「」内は昭和六十年三月三十一日在職者で

勤続年数十年以上かつ年齢五十歳以上の勸奨退職者

(注) 勤続期間の計算において1年未満の端数は切り捨てる。

公立大学法人宮城大学退職手当規程検討資料

(H20.11.25)

別表2 退職手当の調整額に関する区分表
イ 19年3月31までの適用区分

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	62.500	54.100	50.000	45.850	41.700	33.350	25.000	20.850	16.700	0
行政職			11級 期20%	10級 期20%	9級 期15%	8級 期15%	7級 期10%	6級 期10%	5級・4級 期5%	3級・2級 1級
教育職 (一)			4級 管25%	4級 期20%	4級		3級	2級	1級 期5%	1級
教育職 (二)				4級 期20%	4級 管16% 管14% 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級・1級 期5%	2級・1級
教育職 (三)				4級 期20%	4級 管16% 管14% 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級 期5%	2級・1級
研究職			5級 管25% 期20%	5級 期20%	4級 管18% 期15%	4級 期15% 3級のう ち注4の 職	3級のう ち 注5の職	3級 期10%	2級 期5%	2級 1級
医療職 (二) (三)					7級 期15%	6級 期15%	5級のう ち注6の 職	5級 期10%	4級 期5% 3級 期5%	3級・2 級・1級
技能職								5級 期10%	4級期5% 3級期5% 2級期5%	4級・3 級・2級・ 1級

ロ 19年4月1日からの適用区分

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	62.500	54.100	50.000	45.850	41.700	33.350	25.000	20.850	16.700	0
行政職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職 (一)			4級 管1種	4級 期20%	4級		3級	2級	1級 期5%	1級
教育職 (二)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級・1級 期5%	2級・1級
教育職 (三)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級 期5%	2級・1級
研究職			5級 管1種 期20%	5級 期20%	4級 管4種 期15%	4級 期15% 3級のう ち注4の 職	3級のう ち 注5の職	3級 期10%	2級 期5%	2級 1級
医療職 (二) (三)					7級 期15%	6級 期15%	5級のう ち注7の 職	5級 期10%	4級 期5% 3級 期5%	3級・2 級・1級
技能職								4級 期10%	3級 期5% 2級 期5%	3級・2級・ 1級

注1 期：期末手当等の役職段階別加算割合

注2 管 %：管理職手当の支給割合

注3 管 種：管理職手当の支給額により区分

注4 技術副参事、総括研究員

注5 技術補佐、技術次長又は上席主任研究員

注6 技術補佐、技術次長又は上席技術主

注7 技術補佐、技術次長